

私たちの1票が明日の町づくりに

つながります。必ず投票しましょう！

11月28日は町長

選挙の投票日です

重度障がいの方は、 自宅で投票できます

身体に重度の障害があるために投票所へ行くことのできない人は、自宅で投票することができます。この制度も不在者投票制度の一つです。投票は、選挙管理委員会にその旨の請求をし、郵送によって投票用紙をもらい、記載した投票用紙を郵送することになります。投票まで時間がかかりますので、早めに請求してください。

なお、この投票は「郵便等投票証明書」の交付を受けていなければ、することができません。この制度を利用する人は、まず証明書交付の手続きをしてください。すでに交付を受けている人は、有効期限（7年間）が過ぎていないかどうか、お確かめください。

この制度を利用できる人

- ①身体障害者手帳をお持ちで、
 - ・両下肢などの障害で、1級または2級の人
 - ・内臓機能障害で、1級または3級の人
 - ・免疫障害で、1級から3級までの人
- ②戦傷病者手帳をお持ちで、
 - ・両下肢などの障害で、特別項症から第2項症までの人
 - ・内臓機能の障害で、特別項症から第3項症までの人
- ③介護保険の要介護状態区分が、要介護5の人

期日前投票を実施

期間は11月24日から11月27日まで
 選管事務局までお申し出ください

旅行、レクリエーションなどの事情も認められます

期日前投票は、投票の当日に、仕事や旅行、やむを得ない事情で投票できない人が、事前に投票を済ませておく制度です。手続きも簡単になりましたので、投票日に旅行やレクリエーションなどを予定されている人は、棄権しないよう事前に期日前投票をしておくことをお勧めします。

期日前投票は、11月24日から11月27日までの毎日、午前8時30分から午後8時までです。投票を希望する場合は、入場券を持って（印鑑は不要）選挙管理委員会（議会議事堂1階、町民懇談室）までお越しください。

長期出張の方は、告示前の請求が可能です

なお、長期間出張などで町外に滞在している場合などは、不在者投票の請求が告示前でもできます。告示前に請求をし、告示日の翌日（24日）以降に滞在している市町村

の選挙管理委員会では不在者投票をしてください。不在者投票用紙の郵送や返送はすべて郵便でのやり取りとなり日数がかかります。特に町長選挙は選挙期間が短いため、場合によっては投票日までに届かないこともあり得ますので、早めに請求をしてください。

また、不在者投票ができる病院などに入院している場合も、その病院内で投票ができます。その際は、病院長に申し出てください。



開票は即日

開票は、投票日当日の午後7時30分から中央公民館講堂で予定しています。一般参観者の入場は、午後7時20分からとなります。

会場へは受け付けを済ませてからお入りください。申込者が多い場合は、入場を制限することがありますのでご了承ください。静かに参観され、会場の秩序維持にご協力ください。



投票日 11月28日(日) 告示日 11月23日(火)
 投票時間 午前7時から午後6時まで
 投票所 あなたの入場券をご覧ください

選挙に関するお問い合わせは、津別町選挙管理委員会まで
 ☎76-2155 (内線286・333) 議会議事堂1階・町民懇談室

11月28日は、任期満了に伴う、津別町長選挙の投票日です。町長選挙は私たちの身近な生活と密接なつながりを持つ重要な選挙です。私たちの代表を決める大切な選挙ですから、よく見て、よく聞いて、よく考えて、棄権せずに必ず投票しましょう。

今回選挙権を持っているのは？

20歳以上で、住民登録しており、現に居住している人です

8月22日以前に住民登録し、住んでいる人が対象

今回の選挙で投票ができる人は、投票日当日満20歳以上で、次の要件を満たしている人です。

- ①平成22年8月22日以前に津別町に住民登録をしている。
- ②現実に津別町に居住している。

したがって、津別町に住民登録をしていますが、学生などのように町外に居住している人は、②の要件を満たさないため、投票することはできません。

平成22年8月23日以降に転入の届け（住民登録）

をした人は、現在津別町に住んでいても、居住期間が不足しているため、選挙権はありません。

投票ができる人は選挙人名簿に登録されますが、その名簿は次の期日に見ること（縦覧）ができます。登録された自分の名前、住所、生年月日などが正しく記載されているかどうかお確かめください。

縦覧期日 11月23日(火)
 縦覧場所 選挙管理委員会事務局（議会議事堂1階 町民懇談室）



必ず入場券を持って、投票所へお越しください

投票は、11月28日の日曜日です。時間は午前7時から午後6時までです。必ず入場券を持ってお越しください。

投票場所は、入場券に記載されています。入場券は、投票する人の確認書であり投票用紙交付の際の整理券ともなります。必ず持参してください。失くされた方は、投票所の受付に申し出て下さい。

この入場券は、23日ころまでに皆さんに郵送されます。

投票は、11月28日の日曜日の午前7時から午後6時までです。必ず入場券を持ってお越しください。

投票場所は、入場券に記載されています。入場券は、投票する人の確認書であり投票用紙交付の際の整理券ともなります。必ず持参してください。失くされた方は、投票所の受付に申し出て下さい。

この入場券は、23日ころまでに皆さんに郵送されます。